

## 介護保険料額決定通知書が7月中旬に届きます

介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）に応じて、65歳以上の方の保険料の基準額が決まります。その基準額をもとに、負担が重くなりすぎないように、世帯の課税状況や本人の所得額に応じ、所得段階別に保険料を決定します。保険料は下表のとおりです。なお、平成28年度介護保険料の決定通知は7月中旬頃に送付予定です。

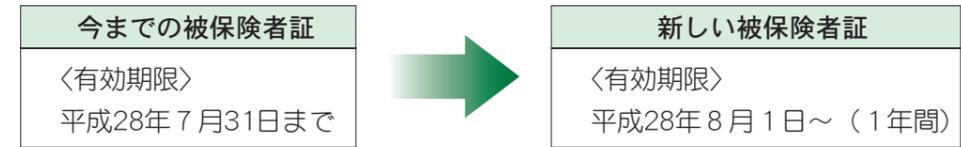
■問合せ先 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608  
平成27年度から29年度までの第1号被保険者の保険料

所得段階	世帯住民税課税・非課税区分	対象者	年額保険料
第1段階	非課税	生活保護受給者または本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	31,860円
第2段階	非課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超~120万円以下	53,100円
第3段階	課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円超	53,100円
第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	63,720円
第5段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超	70,800円
第6段階	課税	本人住民税課税者 本人の合計所得金額が120万円未満	84,960円
第7段階	課税	本人住民税課税者 本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	92,040円
第8段階	課税	本人住民税課税者 本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	106,200円
第9段階	課税	本人住民税課税者 本人の合計所得金額が290万円以上	120,360円

## 後期高齢者医療のお知らせ

### 後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

平成28年8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「むらさき色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に表示してください。



#### ●現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き平成28年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。新規の対象者には、「申請のお知らせ」を送付していますので、認定証が必要な方は「福祉保健課」で申請をしてください。

### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中旬に届きます

平成28年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっていますが、納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利で安心な口座振替がおすすめです。

### 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので福祉保健課までご連絡ください。



### ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。



### 消防署からのお知らせ

## 夏休み期間中の火災予防及び事故防止について

◀火遊びによる事故が増加中！夏休みに気をつけて！▶

子どもたちにとって待ちに待った夏休みがやってきます。夏休みは学校や勉強から解放されて、学校以外での様々な体験ができる機会です。一方で子どもたちの気もゆるみがちになり、思わぬ事故に巻き込まれる心配があります。事故がない楽しい夏休みを過ごせるように、下記の注意事項を守りましょう。

- 1 家の近くや燃えやすい物のある場所で花火遊びをしない
- 2 花火に書いてある注意事項を守る
- 3 花火は必ず大人と一緒に遊ぶ
- 4 マッチやライターを持ち歩かない
- 5 子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない

#### ※保護者の方へ

夏休み期間中、子どもたちの自由時間が多くなる分、危ない目に遭う危険が高くなります。大人が、子どもにどんな危険があるのか丁寧に指導し、子ども自身が自分の身を守るために必要なことを教えてあげてください。



店頭にて『塩分感受性試験』（ご希望の方に）行っております。

『在宅薬剤管理指導』行っております。

## 皆川薬局

秋田県糖尿病療養指導士

薬剤師 皆川鉄治・山脇一輝・北林真実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 8:00~18:00 / 休業日 日曜日・祝祭日



## 補聴器お試しできます。

試聴は無料です。お気軽にご相談ください。

八峰町障害福祉法指定店・各眼科処方箋取扱店

## 吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

補聴器・メガネ・時計・はんこ・ゴム印・各種印刷

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034